

## TVF 保管能力増強について

### 【概要】

TVF 保管能力増強(平成 30 年 11 月申請)について、令和元年 10 月 18 日の面談において、「ブロウが停止し通常運転から自然通風換気に移行する際のガラス固化体の温度変化について、評価において適切に考慮していることを整理して説明すること。」等のコメントを受けている。また、令和 2 年 6 月 8 日の監視チーム会合において、「ガラス固化技術開発施設(TVF)の保管能力増強について、想定される事象の進展を踏まえて、自然通風換気がどの程度期待でき、また、強制換気がどのタイミングで必要となるのか、ガラス固化体の崩壊熱除去機能を維持できることを整理して説明すること。」のコメントを受けている。

上記コメントを踏まえ、TVF 保管能力増強については、安全対策との関係を整理した上で、本申請に含まれている設計地震動や設計津波に対する崩壊熱除去機能に係る対策(移動式発電機による強制換気)については、事故対処として扱うこととし、本申請から切り離し、安全対策に係る変更申請に含める予定としていた。

令和 2 年 6 月 8 日の監視チーム会合にて、「想定される事象の進展を整理して、ガラス固化体の崩壊熱除去機能が維持できることを 7 月有効性評価の結果と併せて説明する」と回答していたが、HAW 及び TVF における事故対処の有効性評価の申請時期の見直しや、全体の安全対策の申請スケジュールの見直しを行うことから、ガラス固化体の崩壊熱除去に係る対策工事についても、申請時期を見直す。

なお、申請時期は見直すが、対策工事(移動式発電機や及び電源盤設置)については、令和 3 年度末までの工事完了予定に変更はなく、その後、訓練を通して有効性を確認する。

令和2年7月27日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構